枚方市条例第　１　号

枚方市学校事故等調査委員会条例

（設置）

第１条　枚方市立の小学校又は中学校で発生した重大な事故等の事実関係及び再発防止対策を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、枚方市学校事故等調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（担任事務）

第２条　委員会は、教育委員会の諮問に応じ、学校事故等の事実関係及び再発防止対策について調査審議する。

２　前項の学校事故等は、次に掲げる事故等で枚方市立の小学校又は中学校に係るものとする。

⑴　独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）第５条第２項に規定する学校の管理下において発生した事故で教育委員会が重大であると認めるもの

⑵　総合型放課後事業において発生した事故で教育委員会が重大であると認めるもの

⑶　その理由が学校生活と密接に関係すると教育委員会が認める児童又は生徒の自殺（自殺が疑われる死亡を含む。）でいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第１項に規定する重大事態に該当しないもの

⑷　前３号に掲げるもののほか、これらに類する事故等で教育委員会が特に認めるもの

（組織）

第３条　委員会は、委員６人以内で組織する。

２　委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

（委員の委嘱）

第４条　委員の委嘱期間は、２年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、２年以内）とする。

２　補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

３　委員の再度の委嘱は、妨げない。

（臨時委員）

第５条　教育委員会は、委員会の担任事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

（委員の報酬）

第６条　委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の報酬の額は、枚方市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和23年枚方市条例第105号）別表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　委員会の会議への出席　日額22,000円

⑵　関係者からの聴取等による調査又は当該調査に係る資料の作成　時間額11,000円

（委員長及び副委員長）

第７条　委員会に、委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。ただし、副委員長については、委員長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

３　委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第８条　委員会の会議は、委員長（委員長が定められていない場合にあっては、教育委員会）が招集し、委員長がその議長となる。

２　委員会の会議は、委員の２分の１以上が出席しなければ、開くことができない。

３　委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　前３項に定めるもののほか、委員会の会議については、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第５条第２項の規定の例による。

（会議の非公開等）

第９条　委員会の会議は、非公開とする。

２　委員会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

（部会）

第10条　委員会は、２以上の学校事故等に関して諮問を受けた場合において、必要があると認めるときは、部会を置き、その決議をもって委員会の決議とすることができる。

２　部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

３　部会に部会長及び副部会長を置く。

４　第７条第２項から第４項までの規定は部会長及び副部会長について、前２条の規定は部会の会議について準用する。

（関係者に対する協力要請）

第11条　委員会は、担任事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（委員の守秘義務）

第12条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（委任）

第13条　この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則［令和6年3月7日公布］

この条例は、公布の日から施行する。